

○湯河原町真鶴町衛生組合職員の地域手当に関する規則

令和4年9月30日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第13号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例第7条の2及び第16条の2に規定する職員の地域手当（以下「地域手当」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給割合)

第2条 条例第7条の2第2項に規定する規則で定める割合は、100分の3とする。

(端数計算)

第3条 条例第7条の2第2項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第12条、第15条第4項及び第5項並びに第16条第2項第1号及び第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。